

# みなみたね 農業委員会だより

第54号

平成24年1月発行

南種子町農業委員会

Minamitane City Board of Agriculture Information

## 農の雇用事業導入



スナップエンドウ研修指導風景  
受入農家 西園浩二さん  
研修生 塩谷大蔵さん  
(※関連記事は、7ページに記載)

発行：南種子町農業委員会 編集：農業委員会振興部

電話：農業委員会事務局 0997-26-1111

## 会長あいさつ

南種子町農業委員会 会長 戸石 助美

新年あけましておめでとうございます。

ご家族お揃いで、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年7月に、

全国の農業委員が改選され、公選8名、選任4名の新しい体制となり、農家の皆様のお役に立てるように精一杯努力してまいります。

この度、委員皆様方のご推挙をいただき、会長の重責を担うことになりました。

従来にもまして農業委員会の発展のために全力を尽くす所存でございます。

私たちは、農業者の公的代表として、

農業生産の基盤となる農地を貴重な資源と位置づけ、農地を守り有効利用を図るために、定期的に農地パトロールを実施し、遊休農地の解消、無断転用の防止に努めております。法令業務としまして、農地の権利移動や農地転用などの許認可につ

きまして制度の適正な運用を図り公正・公平な審議に努めてまいります。

農業・農村は、農業担い手の減少と高齢化、耕作放棄地の増大、農業所得の減少、関税撤廃を原則とするTPP交渉など貿易自由化問題、先の東日本大震災による農地の荒廃や放射能汚染による生産量の低下が予測され、まさにわが国の農業・農村は、存亡の危機にあると言えます。

このように我が農業委員会に課せられた使命は、本町農業の将来を左右する重大的なものばかりであり、私も農業委員の一人として、これまで以上にきめ細かく根気強く活動していかなければならぬと痛感しております。

今後も行政、関係機関と連携を図りながら委員・事務局一体となつて農業・農村の振興に努めてまいります。皆さまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 会長職務代理あいさつ

会長職務代理 石堂 かよ子

このたび委員各位より会長職務代理に選任されました。

南種子町の農業発展のため会長を補佐しながら農業委員会の運営に尽くしたいと思っております。農業を取り巻く

く情勢は、大変厳しい状況にあります。が、いかにして地域農業を存続し発展させるかを皆さんのお知恵を拝借しながら関係機関と協力し推進してまいりたいと思います。

今後とも一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。



## 南種子町 農業委員名簿

氏名	担当地区	TEL	氏名	担当地区	TEL
戸石 助美 〈会長〉	西之(小田・前之原・下西目・崎原)	26-6829	小山 重和	島間(向方・大久保・小平山)	26-4667
石堂かよ子 〈職務代理〉	茎永全域	26-7645	小脇 又男 〈振興部長〉	上中(焼野・上野・山崎・新栄町・河内)	26-0895
小脇 登	西之(官造牧・砂坂・野尻・木原)	26-6052	西田 晓	平山全域	26-7372
中峯 哲義	西海全域	26-0470	高田 照美	西之(野大野・上瀬田・田代・平野・本村)	26-6820
中里 安男	下中全域	26-6249	古市 道則	長谷全域	26-0524
寺田 誠	上中(大宇都・上之平・本町・共栄・仲西・西之町)	26-6389	西園 和良 〈農地部長〉	島間(仲之町・田尾)	26-4338

平成 23 年 7 月 20 日～平成 26 年 7 月 19 日までの 3 年間の任期で 12 名の委員が選任されました。農地の貸し借りや有効利用に関する事などは、各地区担当の農業委員へご相談ください。

### 農地パトロールを実施

なくそう遊休農地！  
なくそう無断転用！



農業委員会は毎年農地パトロールを実施しており、今年度は 5 月と 11 月に行いました。

農地の利用状況を確認し、遊休農地・耕作放棄地の解消と、農地を有効利用する活動の一環としてパトロールを行います。また、無断転用や不法投棄されている農地はないか調査し、これらの農地について是正指導を行うこととしています。



### 熊毛地区農業委員研修会開催

平成 23 年 8 月 30 日、鹿児島市において、1 市 3 町の農業委員及び農業委員会職員による「熊毛地区農業委員研修会」を開催し、農業者年金の加入推進、農地法、耕作放棄地の解消に向けた取り組み等について説明があり、その後、意見交換が行われました。翌 31 日は、伊佐市の「農事組合法人エコファーム永池」と「藤井建設」を訪問し、高齢化対策に向けた永池集落営農法人組合の取り組みや、遊休農地荒廃地対策の取り組み状況等について研修しました。



先進地研修：伊佐市「エコファーム永池」

# 農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？



老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均寿命は…

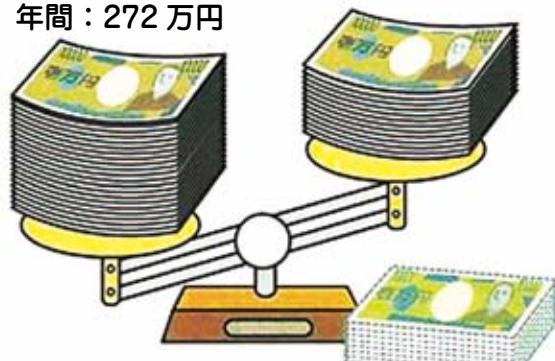


老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

老後の家計費  
年間：272万円

国民年金だけでは…  
年間：158万円



年間：114万円（1か月あたり約10万円）**不足**

## 農業者年金は老後生活をがっちりサポート

20歳～59歳までの農業者（年間60日従事）で、  
国民年金の一号被保険者であれば、  
**誰でも加入**でき、いつでも自由にやめることができます！

掛け金は自分で自由に選べ、  
途中で**変更もできます！**  
(2万～6万7千円)



### 農業者年金のメリット

- 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

月額最高1万円、  
通算すると  
最大で216万円

公的年金  
ならではの  
税制上の  
優遇措置



### 農業者年金の資産額

加入年齢	納付期間	試算額 (年額)	
20歳	40年	男性	110万円
		女性	95万円
30歳	30年	男性	70万円
		女性	60万円
40歳	20年	男性	39万円
		女性	34万円
50歳	10年	男性	17万円
		女性	15万円

(注) 保険料を月額2万円、65歳までの付利利率を3.0%、65歳以降の予定利率を1.55%とした通常加入の場合の試算です。

### 保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

農業者年金の加入方法・相談等お問い合わせ先  
農業委員会事務局……………☎0997-26-1111  
種子屋久農業協同組合（年金係）☎0997-26-1211

# 農業者年金で老後に備えを

～全国農業新聞記事抜粋～

2011年(平成23年)9月16日(金)

全 国 農 業 新 聞

(第3種郵便物認可)

子島の南端、ロケット基地にある南種子町で生産牛56頭を飼う寺田誠さん(55)、妻の清美さん(48)。夫婦は2009年8月にそろって農業者年金に通常加入した。JAの畜産課長だった誠さんが脱サラし、畜産経営を始めたのは05年10月。農業者年金についてはあまりよく知らず、「町農業委員会事務局長の勧めで加入したのが本音」と笑う。一方、国民年金だけでは不安だったのも事実で、「積立方式だから、頑張って貯めたい」と思って貯めている毎日になりそうだ。

寺田誠さん・清美さん夫妻は、2009年8月にそろって農業者年金に通常加入した。JAの畜産課長だった誠さんが脱サラし、畜産経営を始めたのは05年10月。農業者年金についてはあまりよく知らず、「町農業委員会事務局長の勧めで加入したのが本音」と笑う。一方、国民年金だけでは不安だったのも事実で、「積立方式だから、頑張って貯めたい」と思って貯めている毎日になりそうだ。

鹿児島・  
南種子町 寺田 誠さん  
清美さん夫妻



国年だけでは不安に



全国農業

信頼の絆 がんばろう日本！ がんばろう農業！

## 南種子町農業者年金友の会総会報告

6月17日(金) 福祉センターにおいて、南種子町農業者年金友の会第29回通常総会が開催されました。

総会には会員302人中、委任状を含め201名が出席しました。

戸石助美会長(農業委員会会長)のあいさつに始まり、平成22年度活動報告並びに収支決算報告がされ、「自らの制度を自らの手で守り育っていく為、農業者年金5名以上の加入の確保を目指す」など、平成23年度活動方針・計画(案)並びに予算(案)が提案され、原案どおり承認されました。

総会終了後、前ノ峯ゲートボール場で20チームが参加しての親善ゲートボール大会が終始和やかな雰囲気の中行なわれました。

■ゲートボールの成績 【優勝】野尻チーム 【2位】下西目チーム 【3位】中西目チーム

今年度においては、1名の新規年金の加入をいただき、現在加入推進中であります。



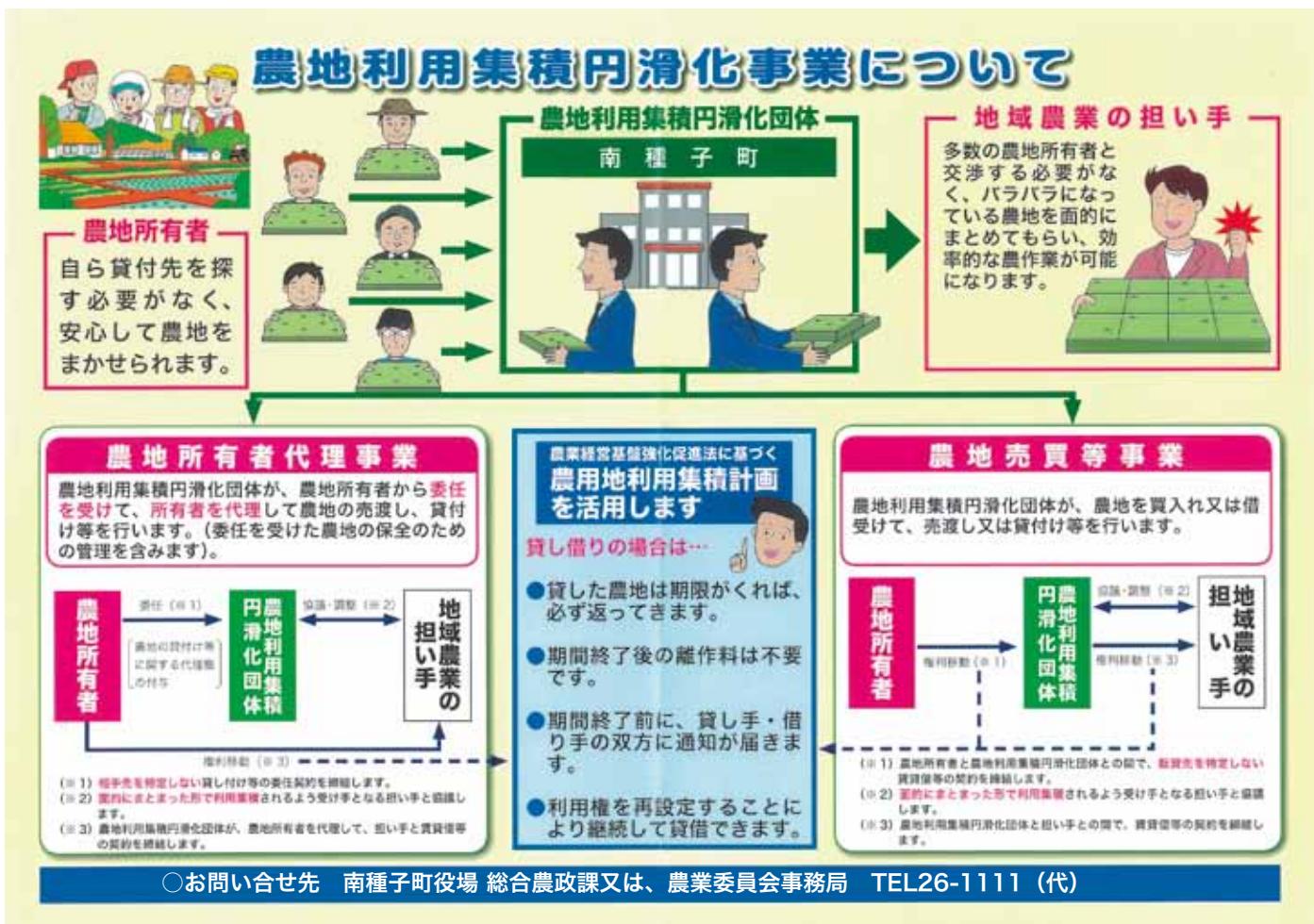
## 農業者年金受給者の皆さんへ

現況届は、現在受給中の方が引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年1回、受給権者からの届出により確認するためのものです。

現況届の用紙は5月末日頃に農業者年金基金から直接受給権者に送付されます。

現況届が期限内に提出されないときは、提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。





**農業委員会では農地の利用状況調査を実施しています。**



## かけがえのない農地を守り、有効に利用しましょう！

農地がいったん遊休化すると、病害虫の発生や火災の発生、産業廃棄物の不法投棄など環境の悪化に繋がります。また耕作可能な農地への復旧には多大な費用と労力が必要となってしまいます。自ら耕作することができない場合は、担い手への利用集積などを図り、農地という大切な資源を有効活用しましょう。



### 農地利用状況調査協力員名簿

氏名	担当地区
中畠 一三	平山全域
田崎 實昭	茎永 全域
古市 純一	下中全域
大脇 修	西之(野大野・上瀬田・田代・平野・本村・下西目・崎原)
岩坪 修	西之(官造牧・砂坂・野尻・木原・山田・前之原)
立石 定男	西海全域
池亀 昭次	島間(仲之町・田尾)
小山 幸良	島間(向方・大久保・小平山)
宮田 明久	長谷全域
柳田 和則	上中(大宇都・上之平・本町・共栄・仲西・西之町)
河野 律雄	上中(焼野・上野・山崎・新栄町・河内)

※担当の調査員が地域を巡回し利用状況を調査します。  
調査にあたり、農地内に立ち入ることもありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

# 農の雇用事業

南種子町農業委員会では、平成21年度より農の雇用事業窓口業務を行っております。

**事業目的**：若者等の農業法人等への就業を促進し、将来の我が国農業の担い手の確保・育成

**支援の内容**：農業法人（認定農業者）等において、就農希望者を雇用して実践的な技術・経営研修を行う場合、研修経費の一部を助成します。

この助成を受けるためには、一定の条件をクリアすることが付されています。

※平成24年度事業申し込みは、5月頃を予定。問い合わせ・申し込み先は、農業委員会です。

**【受入農家】島間 大久保集落**

西園浩二（57歳）（認定農業者）

芳子（58歳）

**【経営内容】畜産生産牛100頭 スナップエンドウ30アール**

レザーリーフファン10アール

農の雇用事業活用のきっかけは、農業委員会からの紹介もあり新規就農者の育成と雇用機会拡大など農業振興が図られると思い導入。研修生受入れにより自らの経営向上にもつながっている。

**受入研修生 平成21年度 福島唯博さん**

平成22年度 塩谷大蔵さん



**【研修生】西之 平野集落**

塩谷大蔵（46歳）大阪府出身

和枝（40歳）子供1人

**【研修期間】平成22年12月1日～平成23年11月30日**

**【現況】**現在、研修成果を活かしスナップエンドウ10アール、でん粉原料用さつまいも40アール栽培

**【感想】**未知な世界でありましたが、農業の楽しさ厳しさ農作業の段取り等いろんなことを学ぶことができました。また、トラクター畝立て共同作業などで知り合った農業の先輩方や多くの仲間ができたことがとても良かったと感じました。

**【将来の夢・目標】**

大蔵さん…楽しく農業をしながら永住できる農業経営が夢

和枝さん…家族旅行ができるゆとりある農業

※夫婦仲良く 当面は、スナップエンドウ30アール栽培するのが目標



**【研修生】島間 大久保集落**

福島唯博（48歳）熊本県出身埼玉県育ち

勤子（39歳）子供2人

**【研修期間】平成21年8月1日～平成22年7月31日**

**【現況】**現在、スナップエンドウ20アール栽培

**【感想】**農業の段取りなど、現在の農業経営に研修成果がでていると感じている。今年2年目のスナップエンドウ栽培。昨年は、アラレ・霜・季節風など農業の厳しさを実感。今年は、防風ネットの張り方や畝立てを工夫し頑張っています。

**【将来の夢・目標】**

唯博さん…スナップエンドウ50アールへ規模拡大

勤子さん…安定した収入の確保

**【今後の課題】**優良農地確保（土質・立地条件の良いところ）



# 農地の貸借・売買は農業委員会にご相談ください！

- 今までなんとか耕作してきたけど、後継者もいないので処分したい。
- 経営規模を拡大したい！近くの農地を借りられたらいいな…。
- 農地を相続したんだけど、自分で耕作できないし…誰か借りる人がいないかな？



## 相続等によって農地を取得した場合には届出を

相続等により、農地法の許可を受けることなく農地等の権利を取得した場合には、農地のある農業委員会への届出が必要です。

- 届出が必要なのは相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等により農地等を取得した場合です。
- 権利の取得を知った日から10ヶ月以内に届出を行ってください。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料に処せられます。なお、この届出によって権利取得の効力を発生させるものではありません。

# 全国農業新聞



NATIONAL  
AGRICULTURAL  
NEWS

経営とくらしに役立つ情報を  
お届けします！

★毎週金曜日発行  
★購読料1ヶ月600円

お申込は農業委員会事務局へ  
お問い合わせください。

## 農地の転用には許可が必要です

### －農地の無断転用をなくそう－

農地を農地以外に利用する場合は、農地法の規定による農地転用の許可が必要になります。

- 住宅を建てる
- 農業用施設を設ける
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 樹木を植林するなど

農地は、大切な食料の供給基盤です。

一度農地以外のものにされると元に戻すことは極めて難しいことから、転用は計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります。具体的な転用目的の無い投機目的、資産保有目的での農地の取得は認められていません。